京都市告示第４３７号

地方自治法第２４３条の２第１項及び京都市会計規則第４３条第１項の規定に基づき、令和８年１１月２日から令和１０年１２月２８日まで、次の者を京都市公金収納受託者として公金の収納事務を委託します。

令和８年１１月２日

京都市長　松　井　孝　治

１　京都市公金収納受託者の名称等及び所在地

株式会社パソナ　パソナ・京都

常務執行役員エキスパート・BPO 事業本部　パブリック本部長　松永　早苗

京都府京都市中京区烏丸通四条上ル笋町６９１番地

２　京都市公金収納受託者に収納事務を委託した歳入の種類

各種証明手数料及び軽自動車税

３　京都市公金収納受託者として指定した日

令和８年１０月１９日

４　京都市公金収納受託者へ収納事務を委託した日

令和８年１１月２日

（行財政局市税事務所軽自動車税事務所）